

第1号議案

笛吹川都市計画道路の変更

(3・3・6号 甲府バイパス(国道20号))

都市計画道路の見直し

背景

- 人口減少等の社会情勢の変化から、持続可能な社会を構築していくために、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みの重要性が高まっている。
- 市町村においても、立地適正化計画の策定が進むなど、都市の再構築に向けた取り組みを進めているところ。
- 都市計画は社会情勢の変化を踏まえ適時適切な見直しが行われることが望ましく、都市の骨格を定める**都市計画道路**についても、目指すべき都市構造と対応したものであるか等、必要な再検証が求められている。

現状と課題

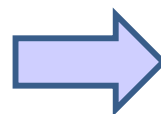
- 都市計画道路の計画延長約475kmのうち、未整備区間は約170km(36%)
- 長期未着手路線の存在、長年にわたる建築制限*2p参照
- 国の新経済・財政再生計画に都市計画道路の見直しが位置付けられた。



- 平成24年度から全県的に都市計画道路の見直しに着手。
- 現在、都市計画道路が決定されている18市町村全てで見直しが実施されている。

都市計画道路の区域内の制限

都市計画決定

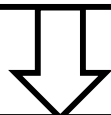


都市計画制限

(都計法第53条)

都市施設等の区域内での建築制限

区域内で新たに建築

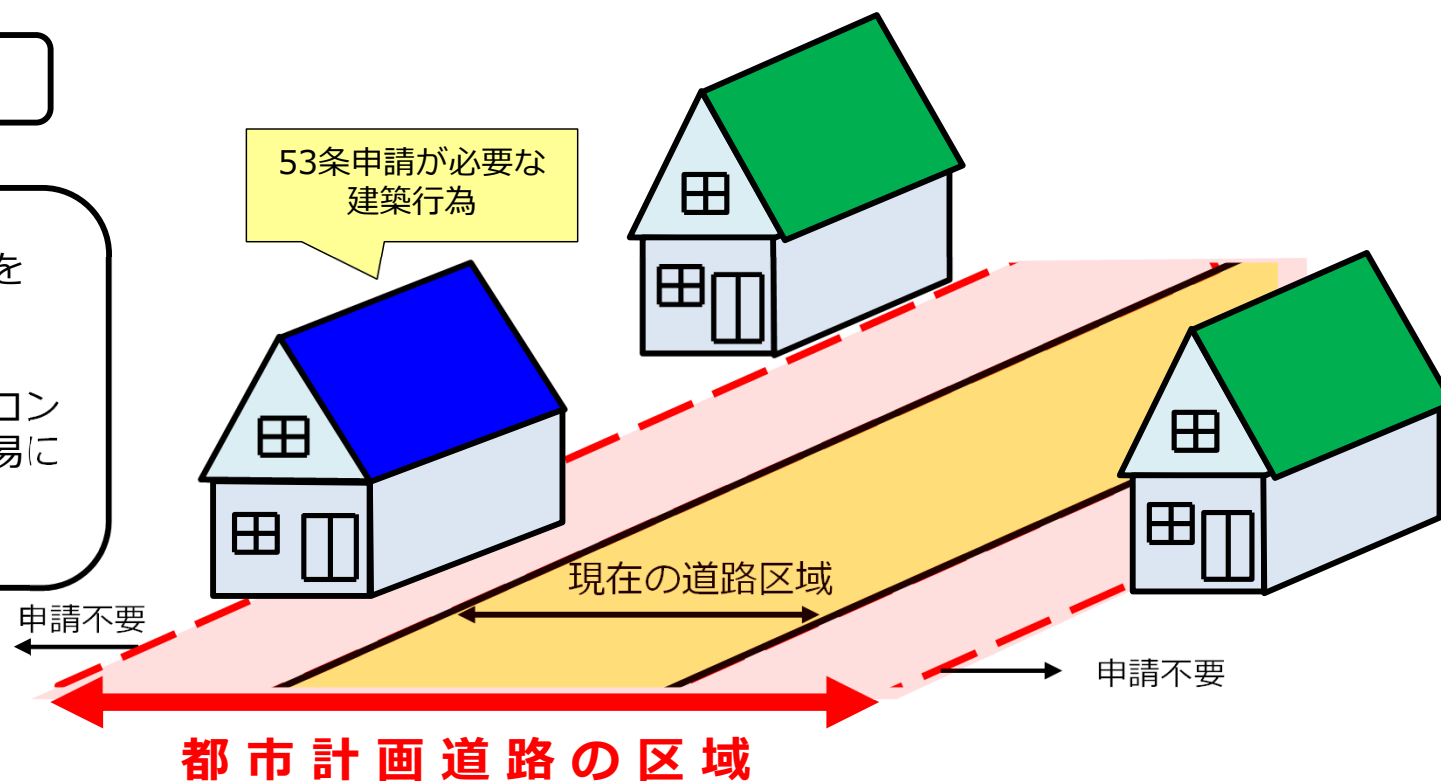


市町村へ許可申請

【許可基準】

- 階数2以下で、かつ、地階を有しないもの
- 主要構造が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等で容易に移転、除却できるもの

53条申請が必要な
建築行為



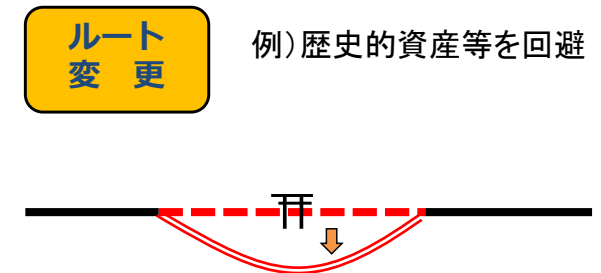
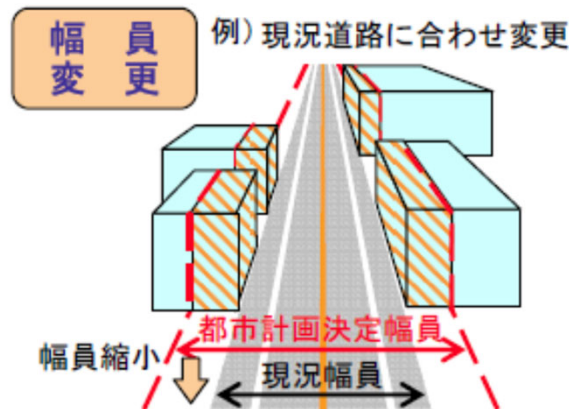
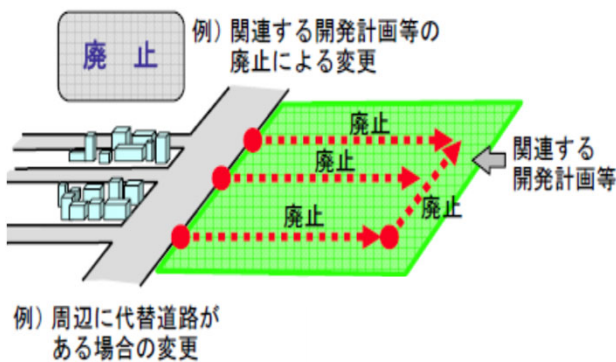
都市計画道路の見直し

見直しの基本的な考え方

- 整備に長期間を要しても整備していくことを原則とし、都市計画道路の見直しも含めて柔軟に対応していく
- ・ 目指すべき将来都市構造、まちづくりとの整合
- ・ 自転車・歩行者も含めた将来交通需要への適切な対応
- ・ 既存ストックの活用と都市計画道路の必要性を踏まえた、効果的、効率的な整備

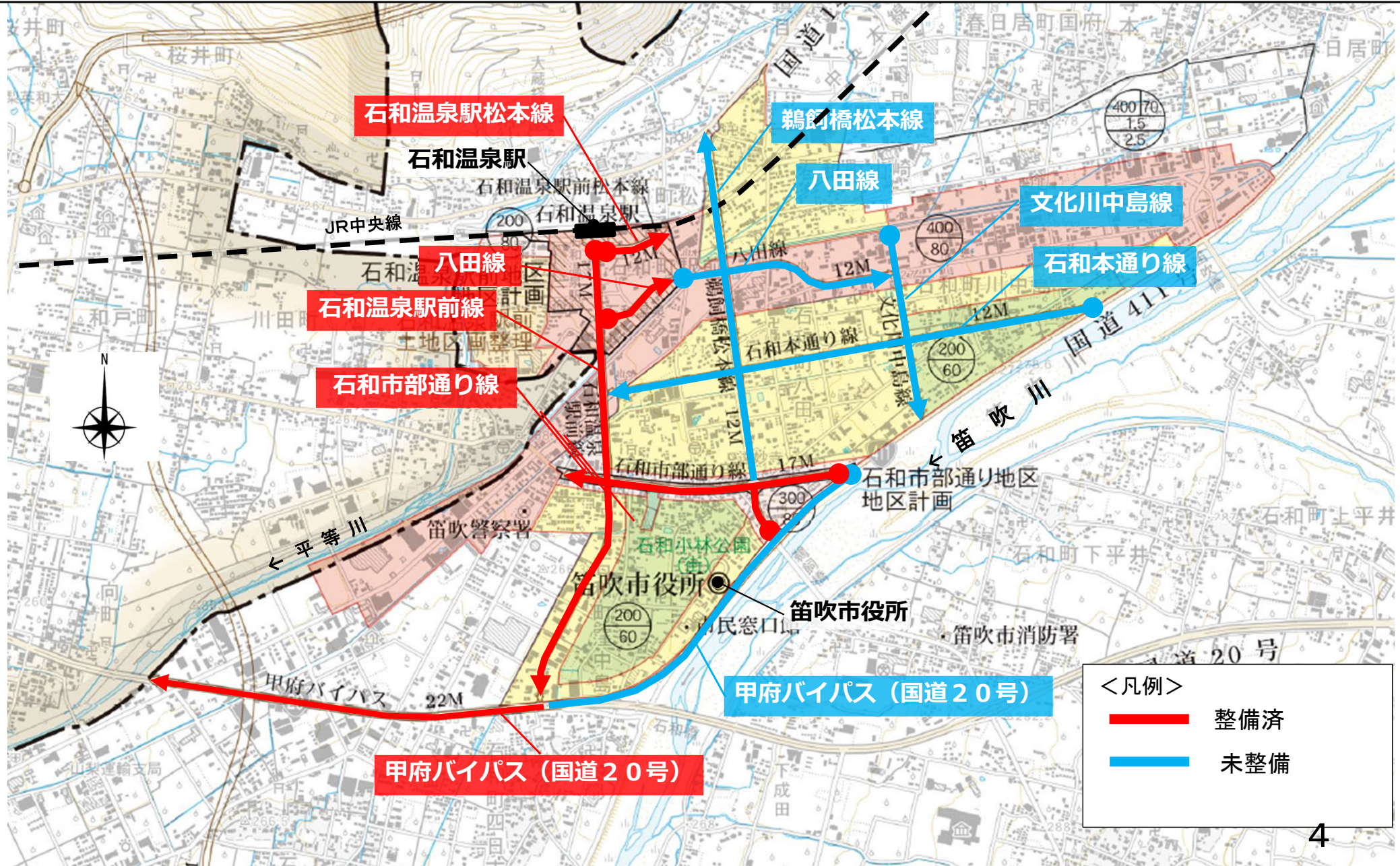
見直しの内容

・廃止 ・変更 車線数変更、幅員変更、ルート変更 ・存続



笛吹市の都市計画道路の整備状況

○計画 10路線 延長：17,900m
 ○未整備 5路線 延長：約10,100m (56%)

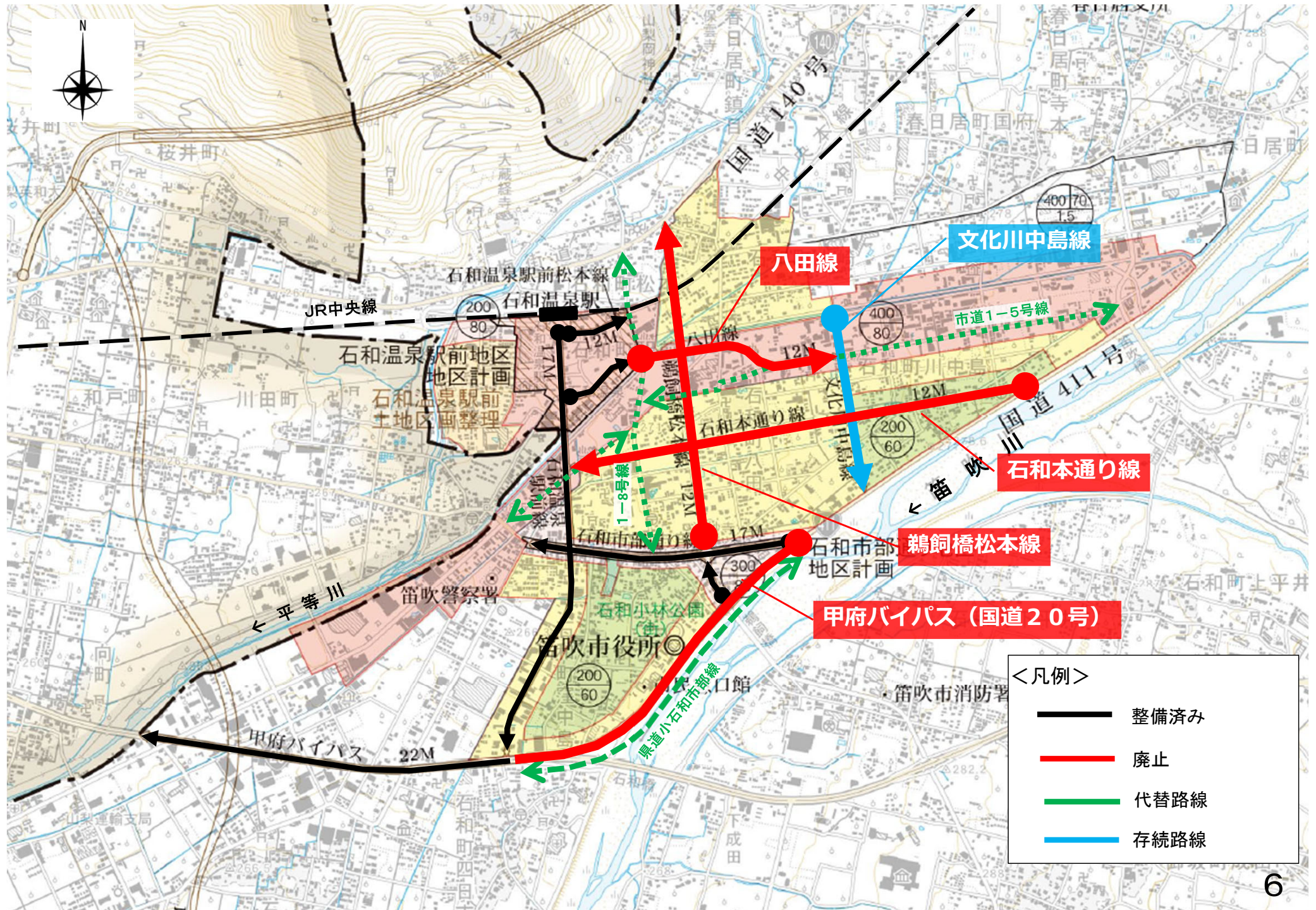


笛吹市の都市計画道路の見直し案

路線名	見直し結果
石和本通り線	<ul style="list-style-type: none">● 都市計画道路としては廃止する。● 並行路線の市道1-5号線の整備により代替機能を確保する。
八田線	<ul style="list-style-type: none">● 都市計画道路としては未整備区間を廃止する。● 並行路線の市道1-5号線の整備により代替機能を確保する。
鵜飼橋松本線	<ul style="list-style-type: none">● 都市計画道路としては未整備区間を廃止する。● 並行路線の市道1-8号線の整備により代替機能を確保する。
甲府バイパス (国道20号)	<ul style="list-style-type: none">● 都市計画道路としては未整備区間を廃止する。● 現道の一般県道小石和市部線により代替機能を確保する。
文化川中島線	<ul style="list-style-type: none">● 存続する。

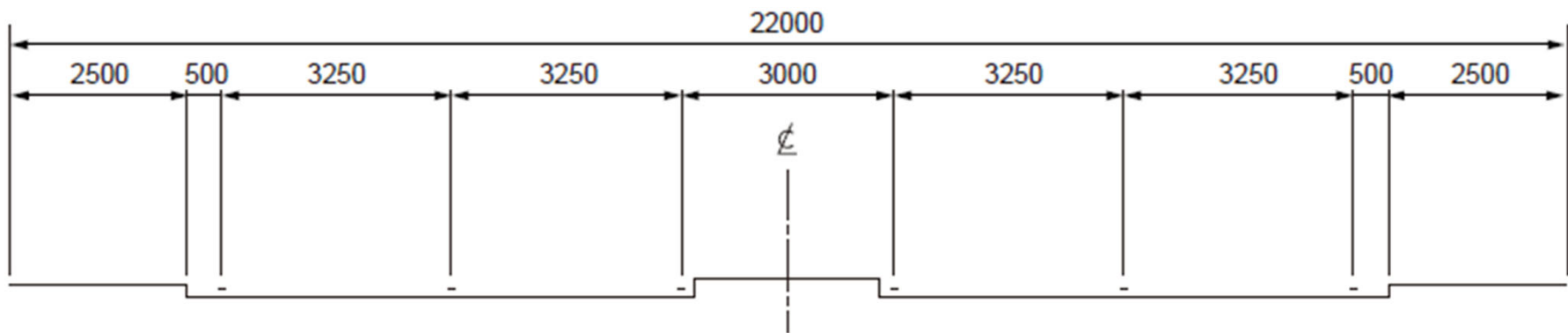
※甲府バイパス(国道20号)のみ県決定

笛吹市の都市計画道路の見直し案



標準横断図

【幅員22mの場合の標準断面構成】



笛吹川都市計画道路の変更(山梨県決定)

笛吹川都市計画道路中、3・3・6号 甲府バイパス(国道20号)を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・6	甲府バイパス(国道20号)	笛吹市石和町四日市場	笛吹市石和町広瀬		1,340m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差1箇所	起点変更 延長変更	
	車線の内訳		4車線			1,340m						
	構造形式の内訳		全区間			1,340m	地表式	4車線	22m			
	その他		廃止区間は起点側の1,640m									

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

甲府バイパス(国道20号)は、笛吹市マスタープランにおいて、広域的幹線街路であり、現在計画決定されている部分のうち、疾風橋～石和橋西交差点区間は整備済みとなっている。未整備区間となっている八田交差点～石和橋西交差点までは、「県道小石和市部線」として整備されており、市マスタープランにおける主要幹線道路(都市連携道路)としての規格・機能を十分満たしている。また、交通量推計においても混雑度が低いこと、将来交通容量は十分満たされていることにより、周辺道路や、環境面に与える影響も低い。このことから、現況道路により道路ネットワークの機能を十分満たしているため八田交差点～石和橋西交差点までの区間を「廃止」とする。

新旧対照表

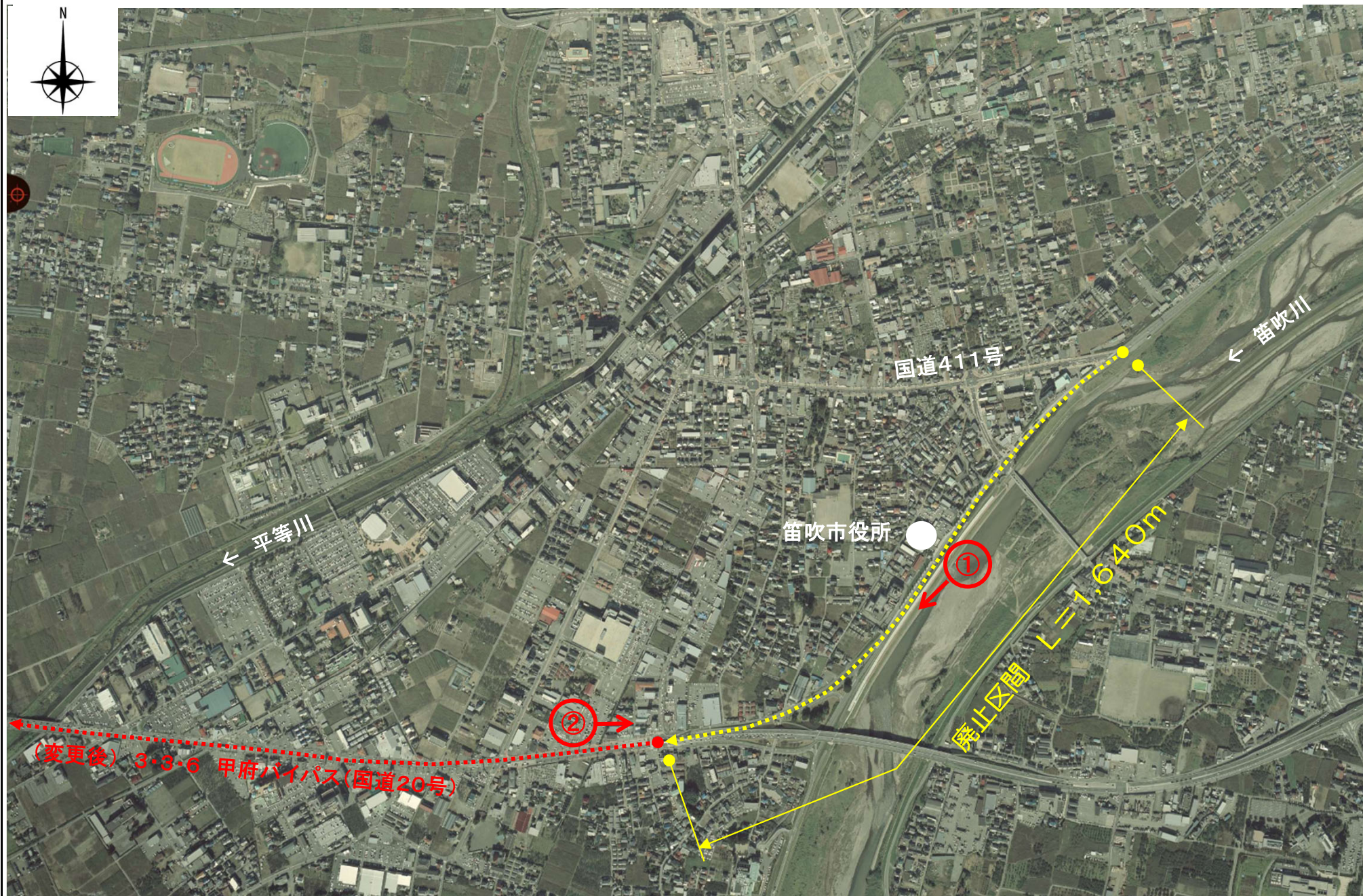
〈新〉

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考	
	番 号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・6	甲府バイパス（国道20号）	笛吹市石和町四日市場	笛吹市石和町広瀬		1,340m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差1箇所	起点変更 延長変更	
	車線の内訳		4車線			1,340m						
	構造形式の内訳		全区間			1,340m	地表式		22m			
	その他		廃止区間は起点側の1,640m									

〈旧〉

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考	
	番 号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・6	甲府バイパス（国道20号）	笛吹市石和町市部	笛吹市石和町広瀬	笛吹市石和町窪中島、四日市場	2,980m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差1箇所		
	車線の内訳		4車線			2,980m						
	構造形式の内訳		全区間			2,980m	地表式		22m			
	その他											

現況写真 (航空写真)



写真①



写真②

都市計画区域



都市計画の策定の経緯の概要

笛吹川都市計画道路の変更（3-3-6 甲府バイパス(国道20号)）

事 項	時 期	備 考
住民等説明会	令和4年6月30日	21名
公 聴 会	令和5年9月11日	意見書の提出が無かったため開催中止
国土交通省 関東地方整備局 事前協議の回答	令和5年12月14日	
関係市町村の意見聴取	令和5年12月28日	笛吹市 異存なし
計画案の公告縦覧 (法17条)	令和6年1月15日 ～令和6年1月29日	縦覧者 なし 意見書 なし
山梨県都市計画審議会	令和6年2月7日	
国土交通大臣同意	令和6年2月〇日(予定)	
都市計画決定告示	令和6年3月〇日(予定)	山梨県告示第〇号